

一般社団法人東京科学大学医科同窓会
研究者養成コース学術奨学金給付実施要項

(平成 25 年 3 月 18 日理事会決定)

(令和 6 年 10 月 1 日名称変更)

(目 的)

第1条 一般社団法人東京科学大学医科同窓会（以下「本同窓会」という。）は、東京科学大学医学部研究者養成コースにおいて大学院医歯学総合研究科博士課程に進学する学生に対し奨学金の給付を行い、東京科学大学医学部医学科ならびに同大学大学院医歯学総合研究科における優秀な人材育成に寄与することを目的として、一般社団法人東京科学大学医科同窓会研究者養成コース学術奨学金給付実施要項（以下「本要項」という。）を定める。

(資 格)

第2条 学術奨学金の給付を受ける者（以下「研究者養成コース奨学生」という）は、研究者養成コースにおいて大学院医歯学総合研究科博士課程へ進学する東京科学大学医学部医学科学生で、第1条の目的に適す者とする。

- 2 本同窓会以外の奨学金等が給付される場合であっても、本同窓会の研究者養成コース奨学生となることをさまたげるものではない。

(奨学金の支給時期、支給額、及び採用人数)

第3条 奨学金額は大学院博士課程進学時に支給する。支給額は別途定める。採用人数は原則として各年若干名とする。

(研究者養成コース奨学生の選考及び採用決定)

第4条 研究者養成コース奨学生志願者から申請があったときは、別に定める基準により本同窓会理事が審査し、審査結果に基づき、研究者養成コース奨学生の採用について理事長が決定する。

- 2 原則として研究者養成コースの学生が大学院に進学する前に採用を決定し、奨学金を支給する。
- 3 進学前に本奨学金を支給しなかった場合に限り、進学後の奨学生採用を行うことがある。

(選考及び採用決定の結果の報告)

第5条 理事長は、選考および採用決定の結果を理事会に速やかに報告する。

(奨学金授与式)

第6条 奨学金授与式を行う。

(奨学金の返還)

第7条 次の各号の一に該当する場合は本同窓会の指定した期日までに、全額を返還しなければならない。

- (1) 研究者養成コース奨学生を辞退する場合
- (2) 大学院への進学を辞退する場合

(申請手続き)

第8条 研究者養成コース奨学生希望者は、申請書類（本同窓会指定のもの）を、本同窓会事務局に提出するものとする。

(要項の改廃)

第9条 本要項の運用において問題が生じた場合は、理事会で審議のうえ、本要項を改廃することができる。

第10条 本要項に定めのない事項については、理事会の議決に従って決定する。

(別紙様式1)

一般社団法人東京科学大学医科同窓会
研究者養成コース学術奨学金申請用紙

申込年月日 年 月 日

一般社団法人東京科学大学医科同窓会理事長 殿

私は、一般社団法人東京科学大学医科同窓会研究者養成コース学術奨学金を受けたく、下記により申し込めます。

1. 学年・氏名 (ふりがな) 氏 名 生年月日	・医学科第 学年 ・学籍番号 印 年 月 日 生
2. 現 住 所	〒
3. 連 絡 先 TEL : 自宅・携帯 FAX / e-mail	
5. 学 歴 (最終学歴のみ)	
6. 進 学 (大学院) コース名	
7. 所属分野名	

添付書類 :

1. 成績表
2. 進学後の抱負を別紙に800字(手書不可)

同窓会事務局(お茶の水医学会館7階)まで持参または郵送してください。

〒113-0034 東京都文京区湯島1-5-34 お茶の水医学会館7階

一般社団法人 東京科学大学医科同窓会 事務局

TEL : 03-5689-2228 / FAX : 03-5689-2229 / e-mail : ikadoso@ikadoso-tmdu.jp